

騒音に係る環境基準の類型を当てはめ地域及び騒音規制法等に基づく
指定地域等の見直しの概要

平成17年1月31日
大気環境グループ

1 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の見直し

内容：いわき市の市街化調整区域を騒音に係る環境基準のB類型に当てはめる。

理由：現在、市街化区域の用途地域別に環境基準の類型を当てはめているが、市街化調整区域の騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するため、新たに当該区域を環境基準の類型を当てはめる地域に指定する。

市町村名	地域の類型	当てはめる地域
いわき市	A類型	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
	B類型	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域
	C類型	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

下線部分を新たに指定する。

2 騒音規制法に基づく指定地域の見直し

内容：鏡石町の工業地域を騒音規制法に基づく第4種区域に指定する。

理由：鏡石町南部第1工業団地を新設し、今まで用途地域の区分になかった工業地域を適用させたので、工業地域を第4種区域として規制する。

市町村名	区域の区分	指定する地域
岩瀬郡鏡石町	第1種区域	第1種低層住居専用地域
	第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び準住居地域
	第3種区域	近隣商業地域及び準工業地域
	第4種区域	工業地域

下線部分を新たに追加する。

3 振動規制法に基づく指定地域の見直し

内容：鏡石町の工業地域を振動規制法に基づく第2種区域に指定する。

理由：鏡石町南部第1工業団地を新設し、今まで用途地域の区分になかった工業地域を適用させたので、工業地域を第2種区域として規制する。

市町村名	区域の区分	指定する地域
岩瀬郡鏡石町	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び準住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、準工業地域及び工業地域

下線の部分を新たに追加する。

4 福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく深夜騒音規制地域の見直し

内容：鏡石町の工業地域を福島県生活環境の保全等に関する条例に基づくB区域に指定する。

理由：鏡石町南部第1工業団地を新設し、今まで用途地域の区分になかった工業地域を適用させたので、工業地域をB区域として規制する。

市町村名	区域の区分	指定する地域
岩瀬郡鏡石町	A区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域及び準住居地域
	B区域	近隣商業地域、準工業地域及び <u>工業地域</u>

下線の部分を新たに追加する。

5 悪臭防止法に基づく規制地域の見直し

内容：鏡石町の工業地域を悪臭防止法に基づくC区域に指定する。

理由：鏡石町南部第1工業団地を新設し、今まで用途地域の区分になかった工業地域を適用させたので、工業地域をC区域として規制する。

市町村名	区域の区分	指定する地域
岩瀬郡鏡石町	A区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域
	B区域	準工業地域
	C区域	<u>工業地域</u> 及び工業専用地域

下線部分を新たに指定する。